

県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

- (1) 「2010年（平成22年）版県政報告書」について・・・・・・・・・・ 1
- (2) 入札及び契約制度の改善に関する請願の処理経過について・・・・・・・・ 27
- (3) 鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を
求める請願の処理経過について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (4) 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターの放流
水による黒のり養殖に対する影響についての迅速な対応及び振
興策を求めることに関する請願の処理経過について・・・・・・・・・・ 35
- (5) 新道路整備戦略の見直し方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (6) 高速道路無料化社会実験について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (7) 審議会等の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

平成22年6月22日

県 土 整 備 部

2010年（平成22年）版 県政報告書（案）

県土整備部主担当分抜粋

（重点事業）

- くらし2 異常気象に備える緊急減災対策
- 絆3 みんなで進める三重の景観づくり
- 絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備

（舞台づくりプログラム）

- 絆2 ストック活用と都市基盤整備による
市街地のくらし・にぎわい再生プログラム

（施策）

- 3 1 2 治山・治水・海岸保全対策の推進
- 5 2 3 住民参画による景観まちづくりの推進
- 5 4 1 快適な都市環境の整備
- 5 4 2 快適で安心な住まいづくり
- 5 5 1 道路網の整備
- 5 5 3 港湾の整備
- 5 5 4 基盤整備を進めるための公共事業の
適正な運営と円滑な推進

重点 くらし2 異常気象に備える緊急減災対策

主担当部：県土整備部

重点事業の目標

今後も予想される異常気象に備え、自然災害による被害を最小化する「減災」の観点から、減災対策に寄与するハード整備に重点的に取り組むとともに、異常気象などによる災害を少なくする減災体制を早期に確立することを目的として、改正された水防法、土砂災害防止法に対応するためのソフト対策を推進します。

現段階での進展状況と4年間の視野に入れた総合的評価

【評価結果をふまえた重点事業の進展度】

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

- ・ 2009年度の重点事業の数値目標を達成しました。ハード対策については、ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業において、関係者等との調整に時間を要したこと及び工法を再検討する必要が生じたことにより事業進捗が遅れていますが、再度災害防止事業は概ね目標を達成し、ソフト対策については、順調に事業を進捗するなど、最終年度において重点事業の数値目標を達成できる見込であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【重点事業の数値目標の達成状況】

数値目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
風水害に対する安全度が向上した住民の数(累計)	－	155,000人	210,000人	230,000人	239,000人	1.00
	－	162,000人	202,000人	232,000人		

【構成事業の事業目標平均達成率】 81%

【事業費(千円)】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計
策定時の見込額	489,000	738,000	761,000	616,000	2,604,000
決算額等	389,568	564,511	542,362	1,026,313	2,522,754

重点事業を構成する事業全体の2009年度事業目標の達成状況

【事業目標達成状況(目標達成事業数/構成事業数)】 1/4

【達成状況に対するコメント】

- ・ ハード対策は、再度災害防止事業は概ね目標を達成したものの、ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業については、工法を再検討する必要が生じたことなどにより事業進捗が遅れ、目標を達成できませんでした。
- ・ ソフト対策は、順調に事業推進することができ、概ね目標を達成しました。

重点事業の目標を達成するために残された課題と2010年度の取組方針

- 各構成事業を進める上では、関係機関等との事前調整が不可欠であることから、事業が円滑に進められるよう、調整を行い事業を進めていきます。
- ハード対策には大きな事業費が必要なため、コスト縮減などにより一層の効率化をはかります。
- 緊急河川改修事業については、2008年9月の台風による出水で赤羽川及び三戸川の堆積土砂が排出されたことから、当面は宮川のみで実施します。
- ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業については、早期に完成できるよう事業の推進をはかります。
- ソフト対策が十分に効果を発揮するためには、住民により近い市町の防災担当との連携が求められることから、十分な調整を行いながら実施します。

重点事業を構成する事業と取組内容

事業名						
目標名	事業目標				目標達成状況	2009年度の主な取組内容
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度		
	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値		
(1) 緊急河川改修事業						
再度災害防止事業 進捗率	11%	46%	90%	100%	0.93	掘削による河積拡大 宮川 (V=6,500 m ³)
	8%	46%	84%			
事業費 (千円) 上:策定時の見込額 下:決算額等	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
	80,000	200,000	260,000	60,000	600,000	
	45,000	70,570	94,430	40,000	250,000	
(2) ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業						
整備延長 (累計)	200m	530m	1,130m	1,720m	0.35	高潮堤防の整備 朝明川 (L=60m) 長島海岸 (L=140m)
	60m	200m	400m			
事業費 (千円) 上:策定時の見込額 下:決算額等	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
	150,000	240,000	340,000	470,000	1,200,000	
	97,880	177,940	257,330	825,870	1,359,020	
(3) 緊急ソフト対策事業 (河川)						
水位情報周知河川 数 (累計)	19河川	26河川	33河川	41河川	0.97	浸水想定区域図作成 (6河川) 水位計設置 (3か所) ハザードマップ作成 (6市町)
	19河川	26河川	32河川			
事業費 (千円) 上:策定時の見込額 下:決算額等	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
	169,000	220,000	83,000	8,000	480,000	
	156,688	238,001	96,828	19,217	510,734	
(4) 緊急ソフト対策事業 (砂防)						
危険性が特に高い 箇所に対する特別 警戒区域等の指定 率	0%	28%	52%	76%	1.00	砂防基礎調査の実施 (333か所) 特別警戒区域の指定 (201か所)
	0%	35%	72%			
事業費 (千円) 上:策定時の見込額 下:決算額等	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
	90,000	78,000	78,000	78,000	324,000	
	90,000	78,000	93,774	141,226	403,000	

重点 絆3 みんなで進める三重の景観づくり

主担当部：県土整備部

重点事業の目標

「三重県景観計画」に基づく新しい届出制度の周知をはかり、円滑な運用に取り組むなど、「三重県景観計画」の着実な推進をはかることで、市町における景観計画の策定支援や景観施策の展開について、先導的な役割を果たしていきます。

さらに、御遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年（2014年）を迎える伊勢志摩地域や東紀州地域を重点地域として選定し、まちづくりを進める地域の団体や市町と連携し、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進めます。

現段階での進展状況と4年間で視野に入れた総合的評価

【評価結果をふまえた重点事業の進展度】

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

- 2009年度の事業目標を構成する4事業のうち、2事業について目標を達成することができ、目標の達成に至らなかった無電柱化推進事業及びアクセス道路景観整備事業についても、計画期間内に予定どおり事業が進捗する予定であるなど、重点事業の目標を達成できる見込であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【重点事業の数値目標の達成状況】

数値目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
重点地域において、市町、県が制定した景観や屋外広告物に関する条例等の件数(累計)	—	17件	18件	18件	21件 (20)	1.00
	16件	17件	18件	20件		

【構成事業の事業目標平均達成率】 74%

【事業費(千円)】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計
策定時の見込額	167,839	156,000	168,000	168,000	659,839
決算額等	28,836	242,654	124,834	252,069	648,393

重点事業を構成する事業全体の 2009 年度事業目標の達成状況

【事業目標達成状況（目標達成事業数／構成事業数）】 2／4

【達成状況に対するコメント】

- ・ みえの景観計画推進事業については、事業目標を達成しました。
- ・ 屋外広告物景観形成事業については、2か年での事業であり、2010年度の目標達成に向けて、予定どおり事業を進めることができました。
- ・ 無電柱化推進事業については、電線共同溝整備計画を策定するとともに、電線共同溝の本体工事である電線等の地下埋設工事に着手したことから、2010年度の目標達成に向けて、事業計画の遅れを取り戻すことができると考えています。
- ・ アクセス道路景観整備事業については、事業実施段階において当初の実施計画を見直し、地元関係者等と連携して作成した整備計画に基づいて、着手する工事の順を変更し、防護柵設置や道路標識の整備等の修景化工事を先行して進めています。事業目標としている歩道の着色舗装については、2010年度に主事業として行うこととしており、目標達成に向けて事業の進捗がはかれると考えています。
- ・ 日本風景街道景観形成事業については、2008年度までに尾鷲市及び紀宝町内の県道において、ガードレール等の防護柵等について修景化を実施し、必要な箇所の工事を完了しています。

重点事業の目標を達成するために残された課題と 2010 年度の取組方針

- ・ 三重県景観計画に基づく届出の相談や審査に際して有効な助言ができるよう、景観色彩に関する専門的な知識を持った職員を育成するなどにより、三重県景観計画の着実な推進をはかり、県内の良好な景観づくりを進めます。
- ・ 神宮式年遷宮や熊野古道世界遺産登録 10 周年を契機に、県内外から多くの来訪者を迎える伊勢志摩地域や東紀州地域において、引き続き、屋外広告物沿道景観地区の指定による屋外広告物の色彩等の誘導、県管理道路における無電柱化、歩道の着色舗装等の修景整備を進めます。

重点事業を構成する事業と取組内容

事業名							
事業目標						目標達成状況	2009年度の主な取組内容
目標名	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計		
	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値			
(1) みえの景観計画推進事業							
「三重県景観計画」に関する解説書等の作成と色彩指導者の育成(累計)	2件	4件	5件	6件	1.00	色彩に関する専門的な知識を持つ職員を育成しました。	
	2件	4件	5件				
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計		
上:策定時の見込額	9,801	5,000	1,000	1,000	16,801		
下:決算額等	9,638	4,747	414	414	15,213		
(2) 屋外広告物景観形成事業							
屋外広告物沿道景観地区指定数(累計)	4か所	5か所	5か所	6か所	1.00	東紀州地域の国道311号の沿道を対象に、調査及び検討を行い、景観風致維持基準・指導基準(案)を作成しました。	
	4か所	5か所	5か所				
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計		
上:策定時の見込額	4,738	5,000	7,000	7,000	23,738		
下:決算額等	2,778	3,527	3,990	4,985	15,280		
(3) 無電柱化推進事業							
電線共同溝整備進捗率	2%	16%	36%	56%	0.66	電線共同溝整備計画を策定するとともに、電線共同溝の本体工事に着手しました。	
	1.06%	10.3%	23.7%				
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計		
上:策定時の見込額	14,000	86,000	120,000	120,000	340,000		
下:決算額等	6,340	55,160	80,430	206,670	348,600		
(4) アクセス道路景観整備事業							
景観に配慮した着色舗装の整備率	33.3%	55.6%	77.8%	100%	0.30	地元関係者等と連携し作成した整備計画に基づき、歩道の着色舗装や距離標識の整備を実施しました。	
	0.0%	2.9%	23.3%				
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計		
上:策定時の見込額	53,800	40,000	40,000	40,000	173,800		
下:決算額等	7,190	113,110	40,000	40,000	200,300		
(5) 日本風景街道景観形成事業							
景観に配慮した防護柵の整備率	92.0%	100%	-	-	-	-	
	0.0%	100%	-	-			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計		
上:策定時の見込額	85,500	20,000	-	-	105,500		
下:決算額等	2,890	66,110	-	-	69,000		

重点 絆4 交流・連携を広げる幹線道路網の整備

主担当部：県土整備部

重点事業の目標

御遷宮を契機に訪れる方がさまざまな三重の文化にふれあえるよう高速道路や直轄国道、さらにこれらにアクセスする県管理道路等を道路ネットワークとして整備することにより、道路利用者の利便性が向上し、京都から伊勢までが約2時間に短縮されるなど、産業活動や地域資源を生かした文化・観光面での交流・連携がさらに広がり、三重のすばらしさの発信につながります。

また、「新たな命の道」である紀勢自動車道等の整備により東紀州地域の安全・安心の確保にもつながります。

現段階での進展状況と4年間を視野に入れた総合的評価

【評価結果をふまえた重点事業の進展度】

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

- 事業目標を達成した構成事業は、6事業のうち3事業でしたが、三重県の幹線道路ネットワーク整備の根幹をなす高速道路等の新規延長が目標達成したこと、北勢バイパスが部分供用するなど幹線道路網の整備が進んだことなどにより、重点事業の目標である「産業活動や文化・観光面での交流・連携の広がり」や「安全・安心の確保」に効果があらわれてきていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【重点事業の数値目標の達成状況】

数値目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
		上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
御遷宮に向けた幹線道路の新規供用延長(累計)	-	9.7km	27.9km	31.0km	32.1km	0.91
	-	11.7km	24.7km	28.2km		

【構成事業の事業目標平均達成率】 88%

【事業費(千円)】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計
策定時の見込額	14,009,450	15,679,000	18,340,000	19,191,000	67,219,450
決算額等	12,951,837	14,733,036	16,534,456	17,548,075	61,767,404

重点事業を構成する事業全体の2009年度事業目標の達成状況

【事業目標達成状況(目標達成事業数/構成事業数)】 3/6

【達成状況に対するコメント】

- 高速道路については、目標を達成しました。
- 直轄道路事業については、3.6kmの供用目標のうち2.5kmが供用できましたが、一部で地元調整に時間を要したため、目標を達成することができませんでした。
- 県管理道路については、0.4kmの供用に向け工事調整を進めましたが、調整に時間を要し工事着手が遅れたため、目標を達成することができませんでした。
- 基幹農道事業については、2.3kmの供用目標のうち1.0kmを供用できましたが、地元調整に時間を要したため、目標を達成することができませんでした。

重点事業の目標を達成するために残された課題と 2010 年度の取組方針

- ・ 幹線道路網の早期供用をめざし、新名神高速道路、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路及び東海環状自動車道などの高速道路網や北勢パイパス、中勢パイパスの直轄国道の事業促進をはかります。
- ・ 県管理道路については、目標を達成できなかった箇所工事調整を行い、早期供用に努めるとともに、国道 167 号第二伊勢道路や、高速道路および直轄国道へのアクセス道路の早期供用に向け事業推進をはかります。
- ・ 基幹農道事業については、目標を達成できなかった箇所の地元調整等を行い、早期供用に努めるとともに、広域幹線道路である国道等と接続する広域農道、農免農道、ふるさと農道の早期供用に向け事業推進をはかります。
- ・ 近年の厳しい財政状況の中、道路整備を計画的に推進するために、確実な情報収集に努めるとともに、安定的な財源の確保を、国等に働きかけていきます。

重点事業を構成する事業と取組内容

事業名						
目標名	事業目標				目標達成状況	2009 年度の主な取組内容
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度		
	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値		
(1) 高速道路に関連する用地取得対策事業						
(2) 高速道路に関連する施設整備事業						
(3) 高速道路網に関連する直轄道路事業						
御遷宮に向けた県内の高速道路等の新規供用延長(累計)	5.0km 8.3km	18.8km 18.8km	18.8km 18.8km	18.8km	1.00	高速道路について、関連事業を推進することにより整備促進しました。
事業費(千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	6,102,000	7,180,000	8,643,000	9,897,000	31,822,000	
下:決算額等	5,337,155	6,476,834	7,640,711	7,472,825	26,927,525	
(4) 直轄道路事業						
御遷宮に向けた直轄国道の新規供用延長(累計)	2.8km 2.8km	5.4km 2.8km	6.4km 5.3km	7.3km	0.83	北勢パイパス、中勢パイパスを整備促進しました。
事業費(千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	3,944,000	4,080,000	4,080,000	4,080,000	16,184,000	
下:決算額等	4,381,029	4,592,087	4,490,665	1,979,000	15,442,781	
(5) 県管理道路事業						
御遷宮に向けた県管理道路の新規供用延長(累計)	1.5km 0.6km	2.0km 1.6km	2.0km 1.6km	2.0km	0.80	高速道路へのアクセス道路7箇所について事業推進しました。
事業費(千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	3,185,000	3,110,000	4,070,000	3,915,000	14,280,000	
下:決算額等	2,488,803	2,877,365	3,038,542	6,383,750	14,788,460	
(6) 基幹農道事業						
御遷宮に向けた基幹農道の新規供用延長(累計)	0.4km 0km	1.7km 1.5km	3.8km 2.5km	4.0km	0.66	広域農道、農免農道、ふるさと農道について整備推進しました。
事業費(千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	778,450	1,309,000	1,547,000	1,299,000	4,933,450	
下:決算額等	744,850	786,750	1,364,538	1,712,500	4,608,638	

舞台 絆2 ストック活用と都市基盤整備による 市街地のくらし・にぎわい再生プログラム

主担当部：県土整備部

プログラムの目標

熱意ある住民・地元事業者などの地域の取組、それに合わせて市町・県などの関係機関が広く連携し施策を集中的に行うことにより、中心市街地においてくらし・にぎわいの再生が進んでいます。

現時点までの取組と4年間を視野に入れた進展状況

- ・ 中心市街地活性化基本計画策定に向けた動きのある市への支援を行いました。2008年に伊賀市が認定された後は、新たに計画を策定した市町はありませんでした。
- ・ 計画策定に取り組む中で、経済団体、まちづくり関係団体、地域住民や商業者の代表などを構成員とする法定協議会や検討会等の審議などを通じて、参画してきた県も含め地域での合意形成が進みました。
- ・ 市街地再開発や道路の整備などの都市基盤整備については、県・市の取組によって着実に進捗しました。
- ・ 地域における関係者の熱意の高まりとともに、県の取組も進んできていますが、具体的な成果としては現れない状況にあります。

他の主体の参画状況

- ・ 市町は、商工会議所、まちづくり会社*、NPO、商店街、住民の皆さん等と協働して中心市街地活性化基本計画の策定及び国の認定に向けて取り組みました。
- ・ 市町は、市街地再開発事業やまちづくり交付金事業等により、中心市街地への都市機能の集積に取り組みました。
- ・ 市町、商工会議所、まちづくり会社、NPO、商店街、住民の皆さん等は、まちの魅力を高めるとともに、まちのにぎわいをつくり出す活動をしました。

プログラムを進めるうえで残された課題と今後の取組方針

- ・ 市町において、関係者、関係機関が協働して行う中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取組に対して、引き続き地域や市町の動向にあわせた参画・支援を行いながら、中心市街地のにぎわい再生など、まちの魅力を高める熱意ある取組に対する支援を行います。
- ・ 計画的にまちづくりを進めるため県が策定する都市計画区域マスタープランは、集約型都市構造*の形成に向け、各都市計画区域の土地利用や都市施設の整備などに関する方針を定め、改定します。
- ・ 都市基盤整備については、民間・市町・県の各々の取組を緊密な連携のもと着実に進めていきます。
- ・ 市街地の再生に向けた各地域の魅力を高める取組を実効性あるものにするため、県は、市町など事業主体に対して適切な支援を行います。

県の取組内容

構成事業名						
想定目標					2009年度の主な取組内容	
目標名	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度		
	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値		
(1) まちのグランドデザインづくり事業						
認定中心市街地活性化基本計画策定数(累計)	1件 0件	3件 1件	4件 1件	5件	専門家派遣、協議会等への職員参画	
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:想定	7,467	5,000	2,000	1,000	15,467	
下:決算額等	3,624	1,236	86	6,166	11,112	
(2) 都市計画基礎調査事業						
都市計画区域マスタープランの改定状況	都市計画基礎調査の実施	各圏域の都市計画目標を設定	各都市計画区域の土地利用方針を決定	各都市計画区域マスタープランの改定	各都市計画区域の土地利用方針を設定	
	実施	素案設定	方針設定			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:想定	2,160	2,000	2,000	2,000	8,160	
下:決算額等	1,228	862	1,995	1,259	5,344	
(3) 街路事業						
整備進捗率(街路)	37% 36%	46% 45%	58% 54%	72%		
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:想定	—	8,000	317,000	467,000	792,000	
下:決算額等	—	—	—	—	—	
(4) 道路改築事業						
整備進捗率(道路)	19% 12%	38% 21%	76% 35%	100%	測量、設計および用地買収を促進	
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:想定	50,000	50,000	100,000	63,000	263,000	
下:決算額等	31,240	22,760	38,510	86,490	179,000	
(5) まちなか再生支援事業						
まちづくり支援事業数	2事業 0事業	3事業 1事業	4事業 1事業	4事業	1事業に対して支援実施	
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:想定	2,500	4,000	9,000	9,000	24,500	
下:決算額等	0	2,500	4,386	3,000	9,886	

※(3)街路事業は、重点事業「くらし1・『いのち』を守るみえの地震対策」からの一部再掲です。

【プログラム全体の事業費(千円)】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計
想定	62,127	69,000	430,000	542,000	1,103,127
決算額等	36,092	27,358	44,977	96,915	205,342

施策名 312 治山・治水・海岸保全対策の推進

主担当：県土整備部 流域整備分野 総括室長 花谷 郁生 電話 059-224-2651

施策の目的

県民の生命・財産が、洪水や高潮、土砂災害などによる被害から守られています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- ・ 2009年度における主指標・副指標の目標を達成し、県土の自然災害に対する安全度の向上をはかることができたことから、「進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
自然災害から守られる人家等の資産額	—	7兆2,982億円	7兆3,870億円	7兆4,177億円	7兆4,485億円	1.00
	7兆2,067億円	7兆3,018億円	7兆4,014億円	7兆4,351億円		
【県の取組目標項目（副指標）】						
土砂災害保全率(31201)	—	25.0%	25.2%	25.4%	25.6%	1.00
	24.4%	25.0%	25.2%	25.4%		
河川整備率(31203)	—	37.9%	38.5%	38.6%	38.7%	1.00
	37.4%	37.9%	38.5%	38.6%		
海岸整備率(31204)	—	64.0%	64.4%	65.2%	65.6%	1.00
	63.6%	64.1%	64.8%	65.3%		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
31201 土砂災害対策の推進	土砂災害情報共有率	85.8%	85.8%	1.00
31202 治山対策の推進	山地災害保全率	56.4%	56.4%	1.00
31203 洪水防止対策の推進	浸水想定区域図作成数（累計）	60河川	59河川	0.98
31204 海岸保全対策の推進	—	—	—	—

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	42,778	32,839	32,070	32,171	33,367
概算人件費		2,135	2,055	2,017	
(配置人員)		(236人)	(220人)	(213人)	

2009 年度の取組概要

- ・ 土砂災害対策については、西之貝戸川（いなべ市）ほか 108 箇所ですり流、地すべり、急傾斜対策事業を、治山対策として局ヶ岳地区（松阪市）ほか 169 箇所ですり流域広域保全事業等を実施しました。また治水対策として船津川（紀北町）ほか 20 河川において築堤や護岸の改修等を、海岸保全対策として木本港海岸（熊野市）ほか 15 箇所ですり整備を実施しました。
- ・ ソフト対策としては、雨量、河川水位等の情報を携帯電話、インターネット等を通じて県民に広く提供するとともに、土砂災害情報提供システムの整備により県民との土砂災害に関する情報共有を進めました。また気象庁と共同で発表する「土砂災害警戒情報」について引き続き運用し、住民の避難に役立てています。
- ・ 厳しい財政状況の中、より効率的、効果的な整備を進めるため、三重県河川整備戦略や三重県海岸整備アクションプログラム等に基づき、優先度の高い箇所から計画的に執行することに努め、コスト縮減をはかり効率的な整備を進めました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 自然災害による被害を最小化するという「減災」の観点から、より一層、重点的、効率的なハード対策とともに住民に適切な情報を提供するソフト対策を進めていくことが必要です。
- ・ ハード対策については、災害発生後の復旧対策や鉄道橋等の緊急を要する事業と高潮、波浪及び津波に対する安全性を向上させる事業を中心に進めてきています。今後は地元調整を進めながら工事の進捗をはかるとともに、一層のコスト縮減をはかり、安全安心の観点から着実に事業を実施することが必要です。また、土砂災害対策については予防的な対策として、避難所や災害時要援護者関連施設等を保全する事業を実施することが必要です。
- ・ ソフト対策を推進していくために、市町はもとより地元地域住民の方々の協力が不可欠であり、一層の連携強化に努めていくことが必要です。
- ・ 荒廃山地の復旧・整備を進めていますが、今後も森林の管理が十分に行われていない機能の低下した保安林を対象に、間伐等の森林整備を行い、災害に強い森づくりが必要です。
- ・ 自然災害に対する防災機能に加え、親水性や自然豊かな水辺空間の創出、憩いの森林空間の整備、多様な景観の保全などの付加価値が求められています。

2010 年度の取組方向

- ・ ハード対策については、災害復旧工事を着実に進めるとともに、通常の改修工事についても、より一層効率的、効果的な整備を計画的に実施していきます。
- ・ ソフト対策については、保安林の指定を進めるとともに、減災の観点から市町住民の方々との協働をはかりながら、危険地区の指定の周知や住民の避難に繋がる情報を提供するため、土砂災害防止法による区域指定や浸水想定区域図の策定などを引き続き推進し、被害の軽減に努めます。
- ・ 整備にあたっては、防災の機能に加え、親水性や自然豊かな水辺空間の創出、憩いの森林空間の整備、多様な景観の保全に努めます。

施策名 523 住民参画による景観まちづくりの推進

主担当：県土整備部 住まいまちづくり分野 総括室長 奥野 元洋 電話 059-224-2651

施策の目的

地域住民、市町、県が、地域の個性を生かし、魅力ある美しい生活空間を備えた景観まちづくりを参画と協働で進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- ・ 2009年度におけるすべての目標値を達成し、県民の参画と協働による景観まちづくりや社会資本整備が進むとともに、市町における景観計画の策定など景観行政に関する取組が進展したことから、「進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
県民の参画と協働により景観まちづくりや社会資本整備に取り組んだ地区数（累計）	—	87地区	98地区	110地区	121地区 (120)	1.00
	76地区	96地区	104地区	115地区		
【県の取組目標項目（副指標）】						
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数（累計） (52301)	—	22件	25件	27件	29件	1.00
	20件	23件	25件	27件		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
52301 美しい景観づくり	県民の参画と協働により景観まちづくりに取り組んだ地区数（累計）	16地区	17地区	1.00
	景観まちづくりの取組における景観に配慮した社会資本整備の実施箇所数（累計）	19か所	20か所	1.00
52302 住民参画のまちづくり	県民の参画と協働による社会資本整備の実践地区数（累計）	94地区	98地区	1.00

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	471	210	120	149	162
概算人件費		217	215	199	
(配置人員)		(24人)	(23人)	(21人)	

2009 年度の取組概要

- ・ 良好な景観づくりを県内全域で展開していくため、2008 年 4 月に運用を開始した三重県景観計画に基づく届出制度を通じて、建築物等を景観に配慮したものへと誘導するとともに、景観づくりに向けた意識の高揚と普及啓発をはかるなど、市町の景観づくりに向けた支援を行いました。
- ・ 景観に配慮した公共事業の実施については、景観まちづくりプロジェクト事業により、新たに 1 か所において、市町や地域住民が主体となって策定されたまちづくり計画をもとに、修景整備の工事に着手しました。
- ・ 屋外広告物については、違反広告物の是正を進めるとともに、屋外広告物沿道景観地区制度を活用した屋外広告物の規制・誘導を進めるため、東紀州地域の国道 311 号の沿道を対象に、関連する団体等との検討を進め、景観風致維持基準・指導基準（案）を作成しました。
- ・ 住民参画による社会資本整備については、地域住民との意見交換や対話の場づくりなど、県民との協働による県土づくりを実施するとともに、協働に関する行政職員向け研修を開催しました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 三重県景観計画の運用や普及啓発等に取り組んだ結果、県内 5 市の景観行政団体のうち 1 市が新たに景観計画の運用を開始し、独自の景観計画を運用する団体が 4 市となり、残る 1 市でも景観計画の策定が進められています。また、さらに 2 市で景観行政団体に向けた取組が進められています。引き続き、これらの市との連携を通じた広域的な景観づくりを進めていくとともに、市町等の景観づくりに向けた取組を支援していく必要があります。
- ・ 県民の参画と協働による景観まちづくりの取組として、景観に配慮した社会資本整備に向けて、新たに 1 か所でまちづくり計画の策定に取り組むことができました。今後こうした取組をさらに実践し、全県的な展開につなげていくことが必要です。
- ・ 2014 年に熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎える東紀州地域において、国道 311 号の屋外広告物沿道景観地区の指定に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 住民参画にかかる普及啓発や情報提供、協働の実践支援、職員の実務研修等を実施したところ、新たに 10 地区において県民の参画と協働による社会資本整備につながる取組を実践することができました。さらに県民の参画と協働による社会資本の整備や管理を定着させていくため、協働のまちづくりに向けて一層の展開をはかっていく必要があります。

2010 年度の取組方向

- ・ 三重県景観計画に基づく届出制度の運用等を通じた良好な景観づくりを推進するとともに、市町等の景観づくりを支援していきます。また、広域的な景観づくりを進めるため、県内の景観行政団体等と連携して取り組んでいきます。
- ・ 市町、住民が主体となってまちづくりに取り組んでいる地区において、地域住民の声を聞きながら修景整備等の展開をはかり、個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進します。
- ・ 屋外広告物については、違反広告物の是正を進めるとともに、東紀州地域において、屋外広告物沿道景観地区の指定に向けた取組を進めていきます。
- ・ 住民満足度の高い社会資本整備を実現していくために、住民参画の基盤づくりとして住民参画を担える行政職員を養成していくとともに、社会資本整備における住民参画と協働を推進していきます。

施策名 541 快適な都市環境の整備

主担当：県土整備部 住まいまちづくり分野 総括室長 奥野 元洋 電話 059-224-2651

施策の目的

県民が、快適で、個性と魅力のあるまちで、伸び伸びと活動し、安心して暮らしています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- ・ 施策目標項目である市街地における都市計画道路改良率については目標値を達成することはできなかったものの2010年度の目標に向けて順調に進捗し、副指標及び構成する基本事業についても概ね目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
市街地の都市計画道路改良率	—	60.4%	61.0%	61.5%	62.0%	0.99
	59.7%	60.0%	60.5%	60.8%	(2009年度)	
	(2005年度)	(2006年度)	(2007年度)	(2008年度)		
【県の取組目標項目（副指標）】						
下水道普及率(54102)	—	42.0%	44.0%	46.0%	48.0%	0.98
	40.1%	42.2%	43.7%	45.1%		
				(速報値)		
都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積(54103)	—	8.92 m ² /人	9.03 m ² /人	9.24 m ² /人	9.35 m ² /人	1.00
	8.64 m ² /人	8.79 m ² /人	9.22 m ² /人	9.33 m ² /人	(9.27)	
				(速報値)		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
54101 安全で快適なまちづくり	緊急輸送道路（街路）の整備割合	57%	57%	1.00
54102 清潔で快適な都市環境づくり	—	—	—	—
54103 潤いある都市空間の整備	—	—	—	—
54104 計画的なまちづくりの推進	都市計画区域マスタープランの改定区域数	0区域	0区域	1.00
54105 ユニバーサルデザインのまちづくりへの整備	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	1,880 施設	1,855 施設	0.96

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	24,855	21,046	20,967	19,172	23,291
概算人件費		1,049	1,037	1,080	
(配置人員)		(116人)	(111人)	(114人)	

2009年度の取組概要

- ・ 街路事業を9箇所を実施し、鉄道との立体交差（3箇所）や緊急輸送道路（3箇所）等の整備に向けて事業を推進し、都市交通の円滑化に寄与しました。
- ・ 流域下水道事業の推進と公共下水道事業の促進をはかった結果、本県の下水道普及率は2009年度末において45.1%（速報値）となりました。
- ・ 北勢中央公園と熊野灘臨海公園において、早期の開園区域の拡大に向け重点的な整備を進めました。
- ・ 都市計画区域マスタープランの改定については、各地域の特性を反映するため、「圏域・都市計画区域マスタープラン策定検討委員会」において調査審議を進めました。
- ・ バリアフリー法や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく整備基準等を説明会等により周知するとともに、条例に基づく事前協議390件や、適合証交付138件を行いました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、街路事業等による都市基盤の整備を進めました。改良率の目標値を達成できなかったことについては、各事業の現場条件等の影響により、想定していた都市計画道路供用延長を確保できなかったことによるものです。
- ・ 公共用水域の水質保全をはかるため、他の生活排水処理施設整備と連携をはかりながら、計画的、効率的に下水道の普及拡大をはかることが必要です。
- ・ 都市公園の整備状況は、全国平均（2008年度末9.6㎡/人）に比べ低い状況にあり、早期整備が必要です。また、指定管理者により、来園者に満足いただける管理運営を行い、利用増進をはかっていくことが必要です。
- ・ 都市計画区域マスタープランの改定については、広域的な都市圏のあり方と市町のまちづくりの方針とのバランスを考慮しつつ、作業を進めていく必要があります。
- ・ バリアのない空間として、適合証交付138施設が整備されました。さらなる整備促進のためには、整備基準等の的確な指導に加え、事業者や設計者のユニバーサルデザインに対する理解と賛同を得ることが必要です。

2010年度取組方向

- ・ 街路事業等により、集約型都市構造*の形成を支援することを念頭に、引き続き、鉄道との立体交差や緊急輸送道路の整備を関係する市等と連携をはかりながら、効率的・重点的に進め、早期供用に努めます。また、良好な都市景観の形成等を目標に、電線共同溝の整備を進めます。
- ・ 流域下水道事業については、関連市町の整備計画と整合をはかり、効果的な整備を推進します。また、市町が実施する公共下水道事業については、市町への支援を行い、下水道の普及をはかります。
- ・ 都市公園については、地域の豊かな自然や観光資源を生かしつつ、重点整備を行い開園区域を拡大するとともに、引き続き、効率的な管理運営とサービス向上をはかります。
- ・ 都市計画区域マスタープランの改定については、市町や関係機関と十分調整を行いながら、県民からの意見も踏まえ最終案を策定し、都市計画決定手続きを進めます。
- ・ 引き続き、公共的施設の設計段階での事前協議などを実施し、ユニバーサルデザインに配慮した公共的施設が整備されるよう取り組みます。

施策名 542 快適で安心な住まいづくり

主担当：県土整備部 住まいまちづくり分野 総括室長 奥野 元洋 電話 059-224-2651

施策の目的

県民が、快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境で生活しています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- 主指標・副指標については、わずかに目標値を下回りましたが、目標達成率は9割以上であること、構成する基本事業についても概ね目標を達成したことから「ある程度進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
安全な住まいの割合	—	76.0%	78.0%	79.8%	81.5%	0.99
	74.0%	75.9%	77.7%	79.3%		
【県の取組目標項目（副指標）】						
木造住宅の耐震診断率 (54201)	—	9.2%	11.4%	13.8%	16.6%	0.91
	7.2%	9.2%	10.8%	12.6%		
県営住宅高齢者対応化率 (54202)	—	50.5%	55.0%	59.5%	64.0%	0.95
	46.4%	49.4%	56.0%	56.7%		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
54201 災害に強い住まいづくり	—	—	—	—
54202 公的な住まいづくり	—	—	—	—
54203 ネットワークを生かした住まいづくり	住まいのアドバイザーとしての人材バンク登録者数（累計）	650人	650人	1.00
54204 安全安心な建築物の確保	特殊建築物維持管理の適合率	80.3% (2008年度)	80.0% (2008年度)	0.99

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	867	897	951	847	1,258
概算人件費		597	673	691	
(配置人員)		(66人)	(72人)	(73人)	

2009年度の取組概要

- ・ 木造住宅の耐震化について、耐震診断及び補強工事の補助に加え、補強設計や簡易な補強工事に対しても補助を行う制度に拡充を行うとともに、市町や民間事業者等と協働し、住宅への個別訪問及び補強工事に関する相談会の開催等普及啓発活動の強化に取り組みました。
- ・ 県営住宅の安全と安心の確保のため、解体撤去工事(2棟)、空き住戸改良工事(31戸)等に取り組みました。また、家賃滞納者に対し法的措置等を講じ、県営住宅の適切な供給を行いました。
- ・ 県・市町・専門家のネットワークと住宅に関する相談体制を形成するために、講習会の開催(4回)により、地域の専門家をアドバイザーとして養成するとともに、住宅相談会等(30回)を開催しました。
- ・ 特殊建築物の定期報告制度*に基づく是正指示や防災査察により、適正な維持管理に適合する建築物の割合を増加させるよう取り組むとともに、建築確認審査の厳格化と円滑化に対応するため、審査体制の強化に取り組みました。

評価(成果や課題、その要因)

- ・ 木造住宅の耐震診断補助は、昨年度を上回る実績戸数となったものの、耐震診断補助及び耐震補強補助ともに目標とする戸数には達しませんでした。その要因としては、2009年度の防災に関する県民意識調査によると、耐震補強工事費が高額である点や制度が十分周知されていないことが考えられます。
- ・ 県営住宅の高齢者向け改善は、工事の際の入居者立会い等に時間を要したことなどにより、予定どおり工事を進めることができなかつたため、目標を達成することができませんでした。
- ・ 「みえの住まいの人財バンク*」登録者数は、地域の専門家の住宅相談対応に関する意識向上等により目標を達成しましたが、登録者や関係団体との連携が課題です。
- ・ 既存建築物の安全を確保するため、特殊建築物維持管理の適合率を向上させる必要があるとともに、対象となる建築物等の報告率も向上させる必要があります。

2010年度の取組方向

- ・ 木造住宅の耐震化を促進するために、市町や民間事業者等との連携を強化し、2009年度に拡充した制度を確実に周知し、対象世帯の負担を軽減するとともに、普及啓発活動の強化によりさらに耐震化を促進します。
- ・ 既存の県営住宅を活用し、高齢者対応をはじめとする改善工事や入居の適正化等を進め、セーフティネットとしての適切な住宅供給をはかります。
- ・ 耐震化を含めた住宅に関する多様な情報提供や相談対応については、県や市町の職員に加え、みえの住まいの人財バンク登録者や関係団体との連携を強化することにより、体制の強化に取り組みます。
- ・ 特殊建築物等の定期報告制度の強化に対応するため、制度の周知をはかります。また、対象建築物等の報告率を向上させるために、「三重県既存建築物安全安心推進計画*」に基づき、所有者等へ定期報告制度の普及に努めます。

施策名 551 道路網の整備

主担当：県土整備部 道路政策分野 総括室長 福島 真司 電話 059-224-2651

施策の目的

道路利用者が、安全かつ快適に道路を利用することができ、県内外との交流・連携を広げています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- ・ 北勢バイパスなどの主要幹線道路が供用するなど、すべての目標値を達成したことから「進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
幹線道路網の整備率	— 50.7%	53.7% 54.3%	57.8% 57.3%	58.3% 58.6%	59.5%	1.00
【県の取組目標項目（副指標）】						
県管理道路改良率（55102）	— 70.7% (2005年度)	70.9% (2006年度) 71.2% (2006年度)	71.5% (2007年度) 71.7% (2007年度)	71.8% (2008年度) 72.0% (2008年度)	72.0% (2009年度)	1.00
舗装の維持管理指数（55103）	— 5.5	5.0以上 5.3	5.0以上 5.2	5.0以上 5.4	5.0以上	1.00

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
55101 高規格道路ネットワークの形成	高規格幹線道路の整備率	66.9%	66.9%	1.00
55102 道路ネットワークの形成	直轄国道の整備率	84.2%	84.9%	1.00
55103 適切な道路資本の維持管理	—	—	—	—

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	49,010	45,980	46,731	47,726	48,976
概算人件費		3,130	3,139	3,248	
(配置人員)		(346人)	(336人)	(343人)	

2009 年度の取組概要

- ・ 新名神高速道路、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路及び東海環状自動車道などの高速道路網の整備促進をはかりました。
- ・ 北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備促進や、第二伊勢道路や幹線道路にアクセスする県管理道路の整備推進をはかりました。
- ・ 新道路整備戦略に基づき、重点的、効率的な道路整備を行い、地域の新たな絆づくりや緊急輸送道路などの整備を進めました。さらに、地域の実情に応じた道路整備を進めるとともに、適切な維持管理を行いました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 県内の高速道路網の早期完成をめざし、新名神高速道路、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路及び東海環状自動車道の整備を促進しました。紀勢自動車道の延伸や神宮式年遷宮に係る行事の効果などにより、伊勢志摩地域や東紀州地域において、集客効果が上がるなど、産業活動や観光面などでの交流・連携が広がりました。
- ・ 県内の主要幹線道路網の早期完成をめざし、北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進しました。また、県管理道路については、新道路整備戦略に基づき、重点的、効率的な道路整備を行いました。その結果、直轄国道では、北勢バイパスで 2.5km を、大桑道路で 2.3km を部分供用し、県管理道路では、国道 163 号南河路バイパスで 1.1km、浜島阿児線で 1.0km などを供用しました。このことにより、県民生活の利便性が向上しました。
- ・ 道路利用者が安全で安心して通行できるよう、舗装面の路面性状調査を活用しながらオーバーレイ等の舗装補修を実施し、維持管理指数（ひび割れ・わだち掘れ・平坦性から算出する 10 点満点の指数：5.0 以上が望ましい値）を 5.4 に保つことができました。また、県が管理する 15m 以上の橋梁（約 1,200 橋）について、点検が終了し、橋梁長寿命化修繕計画の策定に着手しました。
- ・ 用地取得の難航などの問題により一部路線で供用が遅れているため、関係機関などに協力を求めて課題の早期解決に努めます。

2010 年度の取組方向

- ・ 神宮式年遷宮を契機とした広域的な交流・連携の促進をはかるため、新名神高速道路、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、東海環状自動車道などの高速道路網や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備促進および第二伊勢道路の整備推進や、これら根幹をなす道路にアクセスする県管理道路の整備推進に取り組みます。
- ・ 地域の生活を支える道路や災害時に機能する緊急輸送路を確保するため、国道 260 号などの地域の道路ネットワークを形成する県管理道路の整備推進をはかります。
- ・ 高度成長期につくられた多くの道路ストックが、今後老朽化することから、道路利用者の安全・安心・快適な走行を確保するため、より一層の適切かつ効率的な維持管理をはかります。なお、県が管理する 15m 以上の橋梁について、点検結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕計画の策定を行います。
- ・ 新道路整備戦略の見直しについては、計画的な更新や修繕などによる既存施設の有効的な活用も含め、道路整備の進め方などについて、国の動向も見極めながら検討を行います。

施策名 553 港湾の整備

主担当：県土整備部 流域整備分野 総括室長 花谷 郁生 電話 059-224-2651

施策の目的

港湾利用者が、物流・人流拠点や親水空間として利用しやすい港湾になっています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- 主指標については、わずかに目標値を下回る結果となりました。副指標についても目標値を下回る結果となったものの、物流延長については目標達成度が99%であること、人流延長についても前年度から増加したこと、構成する基本事業の目標達成状況も95%以上であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
入港船舶総トン数 (5トン以上の船舶)	—	8,000万トン (2006年度)	8,144万トン (2007年度)	8,222万トン (2008年度)	8,300万トン (2009年度)	0.95
	7,861万トン (2005年度)	7,681万トン (2006年度)	7,839万トン (2007年度)	7,798万トン (2008年度)		
【県の取組目標項目（副指標）】						
人流を目的とする 係留施設（公共）の 延長(55301)	—	516m	926m	926m	926m	0.79
	516m	516m	516m	736m		
物流を目的とする 係留施設（公共）の 延長(55302)	—	37,927m	37,927m	37,927m	38,031m	0.99
	37,927m	37,927m	37,927m	37,866m		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
55301 人の交流を支える港湾機能の充実・強化	船舶乗降人員数	2,772千人 (2008年度)	2,653千人 (2008年度)	0.96
55302 物流を支える港湾機能の充実・強化	海上出入貨物量	7,390万トン (2008年度)	7,252万トン (2008年度)	0.98

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	4,959	3,888	3,866	4,447	5,015
概算人件費		290	318	275	
(配置人員)		(32人)	(34人)	(29人)	

2009 年度の取組概要

- ・ 尾鷲港において、地震発生後の緊急物資等を海路から輸送できるように、耐震性を強化した岸壁の整備を進めました。
- ・ 津松阪港（大口地区）において、航路浚渫を実施し、船舶の安全な航行の確保をはかりました。
- ・ 鳥羽港佐田浜地区において、人流の拠点や親水空間としての港湾機能の向上をはかるため、小型船だまりの整備を進めました。
- ・ 安全で快適な利用ができるよう、宇治山田港等で所有者が不明の沈没船の撤去に取り組むなど、適切な維持管理を行い、港湾利用者へのサービス向上に努めました。
- ・ 2004 年にスーパー中枢港湾^{*}に指定された四日市港において、円滑な物流ルートを確認する臨港道路の整備や霞ヶ浦 80 号岸壁背後地の整備を進めました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 主指標は達成できませんでした。この要因としては、鳥羽港において運行されていた定期旅客船（フェリー）の運航が廃止されたこと、2008 年に全世界において発生した経済危機により世界の経済情勢が厳しくなったこと等によるものと考えられます。
- ・ 発生が危惧されている大規模地震への備えとして、施設の耐震化などの確な対応が求められています。
- ・ 鳥羽港佐田浜地区で進めています小型船だまり等の港湾施設の整備については、工事の遅れにより副指標（人流目的とする係留施設（公共）の延長）を達成することができませんでした。
- ・ 船舶の港湾利用は、景気の動向や産業構造の変化など物流を取り巻く情勢の変化や港湾を利用する企業の戦略に左右されますが、地域の生産活動の基盤や集客交流基盤としての港湾の整備が求められています。

2010 年度の取組方向

- ・ 尾鷲港において、大規模地震対策に資する耐震性を強化した岸壁の早期完成をめざし事業を進めます。
- ・ 津松阪港大口地区において、航路浚渫及び既存岸壁の老朽化対策を進め、円滑な港湾利用を促進し、物流機能の充実強化を進めます。
- ・ 鳥羽港佐田浜地区において、鳥羽マリンタウン 21 事業として、小型船だまり等の港湾施設の整備を進め、2011 年 4 月の供用開始をめざします。
- ・ 四日市港において、円滑な物流ルートを確認する臨港道路の整備や第 3 埠頭 15 号岸壁の耐震化に取り組みます。

施策名 554 基盤整備を進めるための公共事業の 適正な運営と円滑な推進

主担当：県土整備部 公共事業総合政策分野 総括室長 土井 英尚 電話 059-224-2651

施策の目的

県民が、公共事業への信頼感を向上させています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- 公共事業評価システム*や電子入札を円滑に運用するとともに、総合評価方式*による入札の試行も進み、すべての目標値を達成したことから「進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標 達成 状況
		上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
公共事業の適正な運営と円滑な執行の実施率	—	85%	100%	100%	100%	1.00
	70%	87.1%	100%	100%		
【県の取組目標項目（副指標）】						
入札情報の電子提供実施率 (55403)	—	60%	75%	78.5%	80%	1.00
	49%	70.4%	78.1%	79.6%		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
55401 公共事業の適正な執行・管理の支援	公共事業評価達成度	100%	100%	1.00
55402 公正性・透明性・競争性の高い公共事業の発注プロセスの確立	品確法*に基づき、価格と品質で総合的に優れた調達を提案する新たな入札方式の実施率（総合評価方式）	100%	100%	1.00
55403 公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進	—	—	—	—
55404 計画に基づく公共事業用地の適正な確保	公共事業用地のストック*率	1.50 年分	1.53 年分	1.00
	過年度未登記土地の解消率	26.5%	26.6%	1.00

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	4,762	4,725	4,874	4,690	4,912
概算人件費		1,031	1,149	1,146	
(配置人員)		(114人)	(123人)	(121人)	

2009年度の取組概要

- 公共事業評価システムについては、目標とする事前評価（全箇所）、再評価（7箇所）及び事後評価（8箇所）をすべて適切に実施することにより、公共事業の実施

プロセスの公正性・透明性を向上させることができました。

- ・ 建設工事の総合評価方式については、土木一式工事における対象を、これまでの7千万円以上から5千万円以上に拡大し、企業や技術者等の評価に重点をおいた「簡易型Ⅰ」を新たな評価手法として導入しました。評価の項目では、下請けとしての県内企業による施工、県産材の使用といった、地域貢献に関する項目を加えました。
- ・ 低入札調査基準価格の改正等の入札契約制度の改善により、工事の品質確保と地域企業の育成をはかりました。
- ・ 電子調達システム等の安定稼働に努めるとともに、工事図面等の電子提供により県民サービスや入札の透明性が向上しました。また、CALS/EC*（公共事業の情報化）の新しい取組として、現場業務の効率化に向け、受発注者間の情報共有実証実験を実施しました。
- ・ 公共事業用地の取得は、県土地開発公社の活用、先行取得制度の活用等により用地ストックが一定量確保できました。また、過年度未登記対策については、処理計画に基づいて登記処理に取り組みました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 公共事業評価システムを円滑に運用し、公共事業の公正性・透明性の向上に努めることができました。事前評価については、国において公共事業改革が進められる中で、評価の内容を見直していく必要があります。
- ・ 総合評価方式については、公共工事の品質を確保し、意欲と技術力のある優良な企業が受注できるようにするとともに、評価の客観性・公平性を確保しながら取り組む必要があります。
- ・ 地域の建設業者は、雇用の確保や災害時の緊急対応等の役割を担っていることから、地域企業の育成のため、入札契約制度の改善を進める必要があります。
- ・ 電子調達システムをはじめとするCALS/EC（公共事業の情報化）を更に進めることにより、公共事業の透明性や効率性を向上させる必要があります。
- ・ 高速道路網の整備促進に併せ、アクセス道路事業用地の迅速な取得が課題です。また、未登記土地の解消に努め、公共用地の適正な管理を推進する必要があります。

2010年度を取組方向

- ・ 公共事業評価システムを事前評価、再評価及び事後評価が一体的に機能する評価サイクルとして円滑適正に運用し、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性の向上をはかります。なお、事前評価については、国における公共事業改革の動向を見極めながら、評価の内容を改善していきます。
- ・ 総合評価方式については、これまでに試行した内容の検証を行うとともに、さらなる公共工事の品質確保に向けて見直しを行います。
- ・ 公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事の品質確保と地域企業の育成をはかるため、低入札対策を強化するなど入札契約制度の更なる見直しに取り組みます。
- ・ 電子調達システム等の安定稼働に努めるとともに、公共事業の情報化を更に推進するため、策定後10年を迎える「三重県CALS/EC基本構想」、「三重県CALS/ECアクションプログラム」のこれまでの取組の成果を検証し見直します。また、引き続き受発注者間の情報共有実証実験を拡大していきます。
- ・ 公共事業の円滑な実施に必要な事業用地の確保のため、県土地開発公社への代行買収方式の業務委託拡大や土地収用法の適宜適用など、計画的に事業用地の取得を推進します。また、過年度未登記対策については、引き続き計画的な未登記処理に努めます。

採択された請願、陳情の処理経過

県土整備部

採択された 定例会の別	受理番号	件 名	処理の経過及び結果
平成20年 第1回定例会	請 願 第26号	<p>入札及び契約制度の改善について (三重県建設業協会)</p> <p>①入札制度全体の検討</p> <p>②最低制限価格の引上げと総合 評価方式の拡大</p>	<p>入札契約制度については、公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事の品質確保と地域企業の育成に取り組んでおり、平成22年4月から低入札対策として低入札価格調査の厳格化、総合評価の価格評価点の改定を行いました。</p> <p>最低制限価格及び低入札調査基準価格については、平成21年4月から公共工事の発注者で組織される中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）の算定式を適用・準用し改正しました。</p> <p>また、その後の中央公契連の算定式の改正を受けて平成21年6月に再度改正を行っていません。</p> <p>今後も中央公契連の算定式の改正の動きや落札率の動向などを踏まえ、改善に努めてまいります。</p> <p>総合評価方式については、平成21年4月から一般土木工事の予定価格5千万円以上の工事に試行拡大しました。</p> <p>さらなる拡大については、試行結果を検証したうえで、検討してまいります。</p>

入札及び契約制度の改善について（三重県建設業協会）

1 入札制度全体の検討

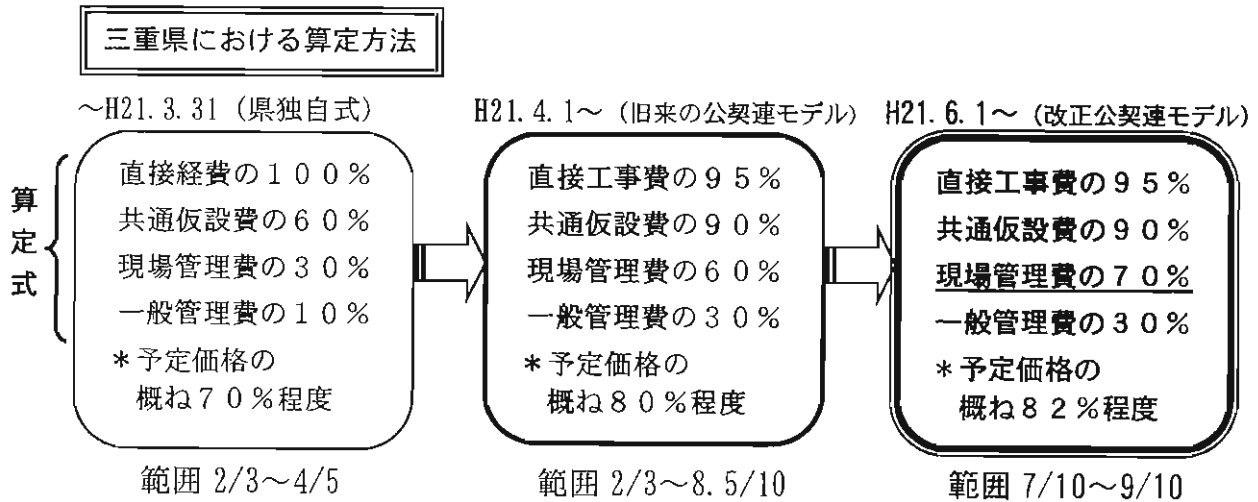
低入札工事では、工事の品質低下、安全対策の不徹底、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化が懸念されることから、適正な工事の履行を確保するため、平成22年4月1日から低入札対策を下記のとおり強化しました。

平成22年3月31日まで	平成22年4月1日以降
<p style="text-align: center;">【発注段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合評価の価格評価点 <ul style="list-style-type: none"> ・低入札を考慮した価格評価点算定式（直線式） ○低入札価格調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・見積内訳書に記載された数量・単価・金額に不整合のないこと ・75%以下の場合、重点調査を実施。 ○失格基準の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・一般土木工事・建築工事に設定 	<p style="text-align: center;">【発注段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合評価の価格評価点 <ul style="list-style-type: none"> ・価格評価点算定式の改訂（二次曲線式） ○低入札価格調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・見積内訳書の違算は認めない ・75%以下の重点調査は国土交通省の特別重点調査に準拠し厳格化 ○失格基準の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての工種に設定
<p style="text-align: center;">【契約段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約保証金の増額 (通常1割以上→3割以上) ○前払金の減額 (通常4割以内→1割以内) 	<p style="text-align: center;">【契約段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約保証金の増額 (通常1割以上→3割以上) ○前払金の減額 (通常4割以内→1割以内)
<p style="text-align: center;">【施工段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現場配置専任技術者の追加配置 <ul style="list-style-type: none"> ・直接的恒常的雇用(3ヶ月雇用不要) ・主任技術者としての資格 (監理技術者の要件や入札参加資格における施工実績等は求めない) ・主任(監理)技術者・現場代理人の兼務可能 ○重点監督の実施 ○工事实態調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が必要と判断した場合実施 	<p style="text-align: center;">【施工段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現場配置技術者・現場代理人の規定を強化 (追加配置の担当技術者) <ul style="list-style-type: none"> ・直接的恒常的雇用(3ヶ月雇用必要) ・入札参加条件としての資格・実績を有するものを追加で専任配置。 (現場代理人) <ul style="list-style-type: none"> ・主任(監理)技術者・現場代理人の兼務不可 ○重点監督の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・施工状況立会状況の変更 ○工事实態調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・契約額が重点調査基準価格以下の場合、工事实態調査（コスト調査）を実施し、低入札価格調査の内容に基づいた施工が実施されているか確認する。

2. 最低制限価格の引上げと総合評価方式の拡大

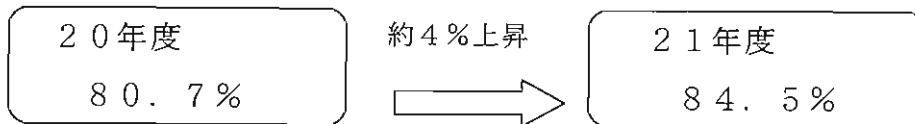
【最低制限価格の引上げ】

平成21年4月1日から、最低制限価格及び低入札調査基準価格を改正しました。
 さらに、平成21年4月10日に中央公契連算定モデルが改正されたことを受けて、工事の品質確保、ダンピング対策の徹底、県内企業の経営強化の観点から平成21年6月1日より算定式を再度改正しました。



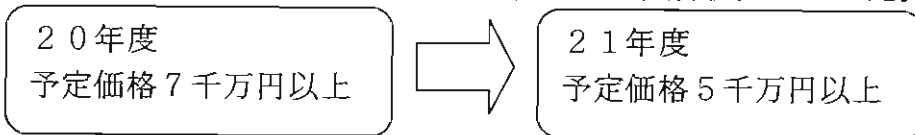
なお、低入札価格調査の失格基準については、予定価格の70%としました。

○落札率

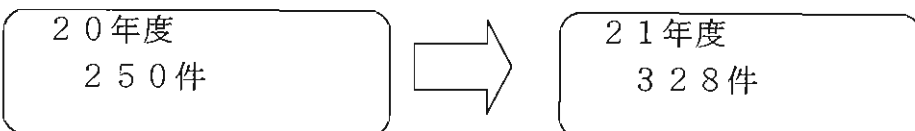


【総合評価方式の拡大】

平成21年4月1日から、総合評価方式を試行拡大しました。



○実施件数



採択された請願、陳情の処理経過

県土整備部

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成22年第1回定例会	請願第67号	<p>鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を求めることについて（三重県鉄鋼特約店組合）</p> <p>①公共事業の発注に際して市況の建設資材価格を迅速に反映した積算への見直し</p> <p>②発注者から県内取扱店への代金を直接支払う制度（代理受領、工事及び材料の分離発注）の実施</p> <p>③県内取扱店からの資材購入の促進</p>	<p>積算に計上する建設資材単価は、市場の実勢価格調査に基づき、年2回の定期改訂を行っています。特に生コンクリートや鋼材などの主要資材9品目については、一定の価格変動があった場合に随時改訂を行っています。</p> <p>また、工事契約後においても、建設資材の価格に変動が生じ、その増減が請負金額の一定率を超えた場合に建設工事請負契約書のスライド条項に基づき契約変更を行っており、平成20年度から平成21年度にかけて68件の実績があります。</p> <p>代理受領について、県発注工事では、建設工事請負契約書の条項で代理受領を定めており、平成21年度には33件の実績があります。</p> <p>また、工事及び材料の発注については、三重県では特別な理由がある場合のみ分離発注を行っています。</p> <p>県内取扱店からの鉄鋼資材の購入については、現在県内での取扱状況や他県における資材調達の考え方等の把握を行っています。</p> <p>なお、県内産資材の使用については、平成21年度から地域経済活性化の観点で、業者選定における総合評価方式の評価項目として導入し、促進しています。</p>

鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を求める請願について（三重県鉄鋼特約店組合）

1 公共事業の発注に際して市況の建設資材価格を迅速に反映した積算への見直し

（1）建設資材単価の改訂

① 定期改訂

使用頻度の高い資材約2万品種について、定期的に市場の実勢価格を調査し、毎年4月、11月に単価を改訂しています。

② 随時改訂

主要資材9品目については、価格動向を毎月監視し、一定の価格変動があった場合に改訂することとしており、平成22年6月1日には鋼材類が12～19%上昇したことから単価を改訂しました。

（2）工事契約後の対応

① 単品スライド制度

特別な要因により工期内に主要な工事材料（鋼材類、燃料油等）の価格に著しい変動が生じ、請負代金が不適當になったときに、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる制度（建設工事請負契約第25条第5項）です。

② 全体スライド制度

工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不適當になったときに相手方に対し、請負代金額の変更を請求することができる制度（建設工事請負契約第25条第1～4項）です。

今後も、資材単価の改訂やスライド制度の適用により、価格変動を迅速に積算へ反映していきます。

2 発注者から県内取扱店への代金を直接支払う制度（代理受領、工事及び材料の分離発注）の実施

（1）代理受領について

請負者が発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる制度（建設工事請負契約第42条）です。

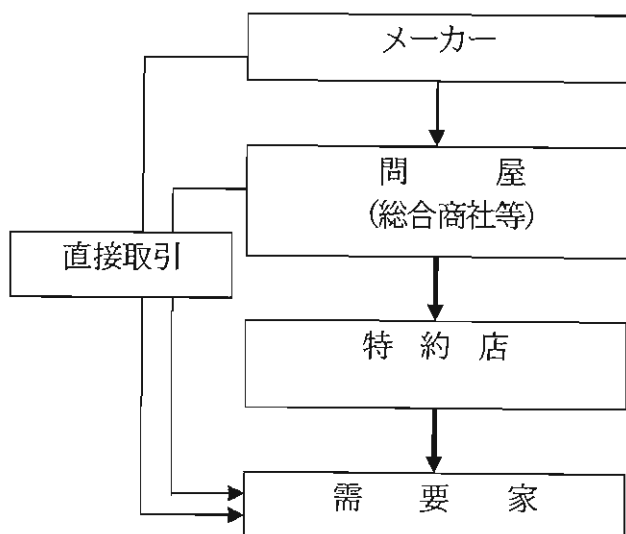
今後も、請負者である建設業者などに制度の活用を周知していきます。

（2）工事と材料の分離発注について

工期内において資材調達が困難である場合や複数の工事で利用する資材を調達する場合など、今後も特別な理由がある場合に工事及び材料の分離発注を実施していきます。

3 県内取扱店からの資材購入の促進

(1) 一般的な鋼材の流通経路



- ・ 県内の特約店を経由する一般的な鋼材は、県内で流通する全体量の1割強
- ・ このうち建設用に使用される鋼材の取扱については、三重県鉄鋼特約店組合の協力を得て現在調査中

(2) 建設工事総合評価方式における県内産資材評価の状況

一般競争入札総合評価方式において、県内企業の育成として生コンクリート、石材、アスファルト合材などの県内産資材を使用することや、下請工事を県内企業が施工することを評価しています。

今後、県内取扱店からの資材流通状況や他県の資材調達のを考え方を調査し、県内取扱店からの資材購入の促進方法について検討を進めていきます。

採択された請願、陳情の処理経過

県土整備部

採択された 定例会の別	受理番号	件 名	処理の経過及び結果
平成22年 第1回定例会	請 願 第66号	<p>北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターの放流水による黒のり養殖に対する影響についての迅速な対応及び振興策を求めることについて（鈴鹿市漁業協同組合）</p> <p>①現在行われている北勢沿岸流域下水道南部浄化センターの放流水による黒のり養殖への影響調査の早急な対応</p> <p>②今後の黒のり生産額減少に対する生活安定のための支援及び漁業振興策</p>	<p>平成19年度から平成21年度にかけて現地調査を実施し、現在はそれらの調査データの整理を行っているところです。 今後は、専門家の意見を踏まえ、黒のり養殖への影響について分析を進めます。</p> <p>とりまとめた調査結果を踏まえ、対応等について関係部局等と調整を図ってまいります。</p>

新道路整備戦略の見直し方針について

1 『新道路整備戦略』について

(1) 『道路整備10箇年戦略』(平成10年度～平成19年度)

県管理道路の整備水準の向上や事業執行について透明性・効率性の向上をはかることを目的とし、平成10年度に今後10年間に推進すべき道路整備計画として『道路整備10箇年戦略』を策定しました。

(2) 『新道路整備戦略』(平成15年度～平成29年度)

『道路整備10箇年戦略』が5年経過した時点において、財政状況の厳しさや道路整備に対するニーズの変化、市町村合併等に対応が必要となったことから、『道路整備10箇年戦略』の見直しを行い、平成15年度から平成29年度までの15年間に推進すべき道路整備計画として『新道路整備戦略』を策定しました。

2 新道路整備戦略見直し作業の進捗状況

(1) 前期5年間の重点期間終了に伴う見直しの必要性

『新道路整備戦略』では、早期の事業効果の発現が必要なことから平成19年度までの前期5年間の重点期間と位置付け、この間に供用できる箇所为重点的に投資を行うこととし、また、社会経済情勢、県民の道路整備に対するニーズの変化や、厳しい財政状況に柔軟に対応するため、重点期間が終了した時点で計画を見直しすることとしていました。

(2) これまでの見直し作業の状況

このため『新道路整備戦略』の見直し作業については、平成19年度に重点期間が終了することから平成18年度に着手しました。

平成18年度には重点期間の整備進捗状況の把握を行い、平成19年度には見直しの方向性を検討するため、県民5,000人アンケートにより道路整備に対する県民ニーズや道路整備の目的別重要度の把握を行いました。さらに、県議会議員・市町長を対象にアンケート調査および道路整備に関するヒアリングを実施し、平成19年10月にアンケート調査結果の分析を行いました。

(3) 見直し作業の見合わせ

アンケート調査結果の公表後、道路特定財源の一般財源化や昨年9月に発足した新政権での公共事業の仕組みと予算の削減方針など、国の政策が明らかになるまで、作業を見合わせました。

3 道路整備をとりまく環境と課題

(1) 不透明な情勢

作業見合わせ以降も『新道路整備戦略』の年間投資額は年々減少し、当初設定した270億円の投資規模は、平成22年度当初予算では179億円にまで落ち込んでいます。また、一括交付金化の流れや直轄負担金の見直し、直轄国道の県への権限移譲など、今後の道路整備をとりまく環境は不透明な状況です。

このため、中長期間にわたる道路整備への年間投資規模を設定することは困難です。

(2) 道路施設における維持管理水準の確保

高度経済成長期に建設した多くの道路施設が更新の時期を迎える中、今後も維持管理水準を確保するためには、日常的維持管理と合わせ、施設の調査点検を実施し、予防的な修繕による長寿命化や計画的な更新が必要となります。

(3) 道路整備に求められるニーズ

県民の道路整備に対するニーズは依然高く、現行の『新道路整備戦略』の重点整備箇所における未着手箇所や着手検討箇所のほか多数の要望があり、その内容も幹線道路の整備から歩行者の安全確保まで、多様化してきています。

4 今後の見直しの方針

県管理道路の整備について、これまでは『新道路整備戦略』に基づき進めており、厳しい予算の中で一定の進捗を図ってきました。しかし、年々減少する予算の中で、道路の新設や拡幅を対象とした『新道路整備戦略』の目標を計画期間内に達成することは非常に困難な状況です。

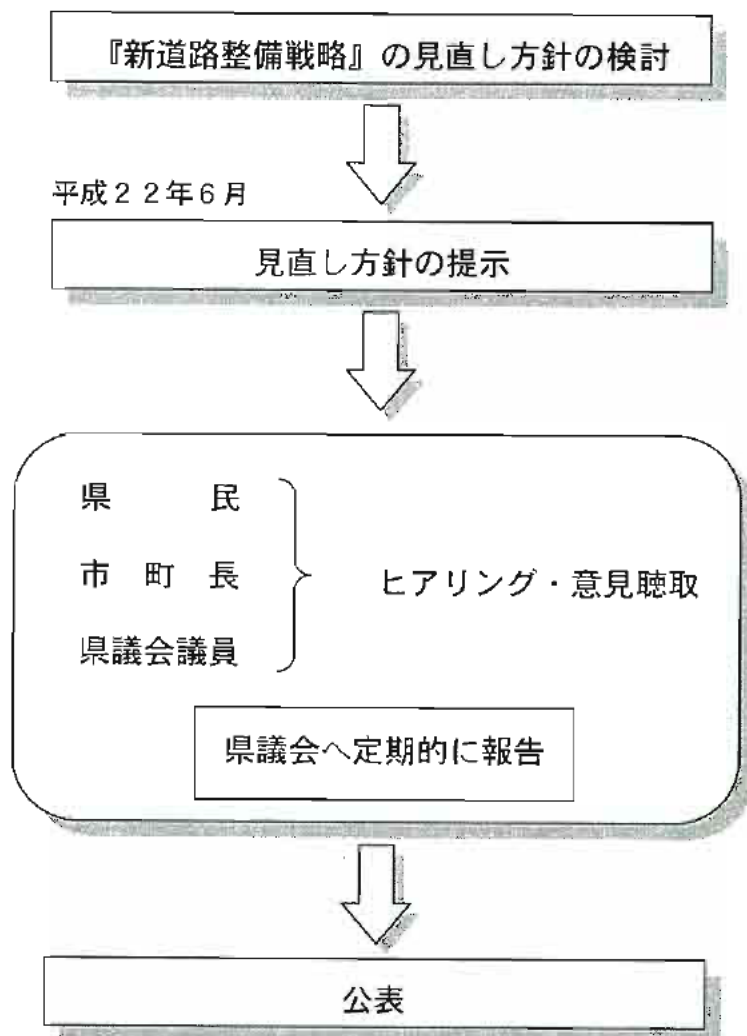
このため、見直しにあたっては、道路整備をとりまく環境や課題から、以下の3点に配慮しなければなりません。

- 今後の維持管理水準を確保するため、道路施設の修繕・更新費用を確保します。
- 1.5車線改良や待避所設置による局部的な対応なども織り交ぜた柔軟で効率的な道路整備を推進します。
- 現行の戦略での残事業や新たな要望があるものの、不透明な情勢から、具体的に明示できる内容は限られます。

以上のことから、限られた予算の効率的な投資と既存施設の有効活用を考慮し、計画期間を短期とした『道路整備方針』としてとりまとめます。

5 今後について

今後の見直し作業にあたっては、県民等から広く意見を聴取するとともに、定期的に県議会へ報告しながら今年度中を目標に見直し作業を終えます。



<参考>

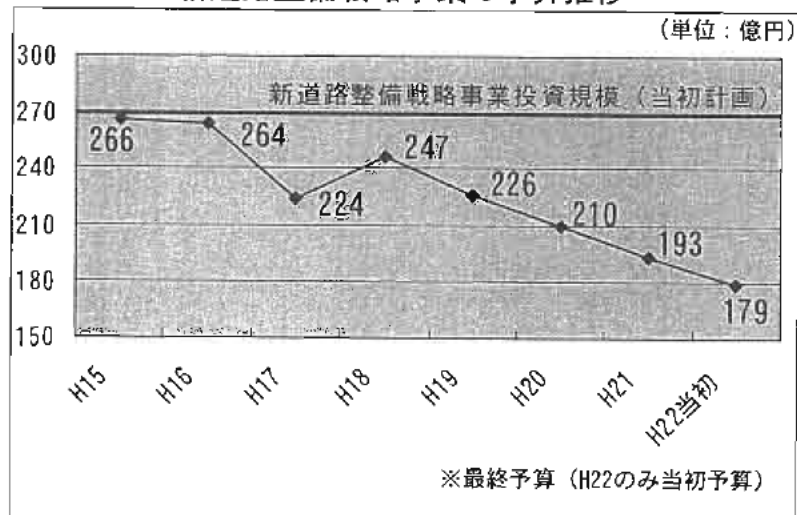
1 現行の新道路整備戦略（H15～H29）の進捗状況について

		現行の新道路整備戦略の内容	H15～H21の進捗状況	残事業
計画期間		15箇年（H15～H29）	7箇年（H15～H21）	8箇年（H22～H29）
重点箇所数		243箇所	84箇所完成	159箇所 （事業中115箇所、未着手44箇所）
投資規模	道路事業費	4,050億円 （270億円/年）	1,634億円 （233億円/年）	2,416億円
	重点整備箇所	3,240億円（8割） （216億円/年）	1,468億円（9割） （210億円/年）	1,772億円
	その他箇所	810億円（2割）	166億円（1割）	644億円
着手検討箇所		77箇所	12箇所着手済	77箇所 （事業中12箇所、未着手65箇所）

2 道路整備を取り巻く環境

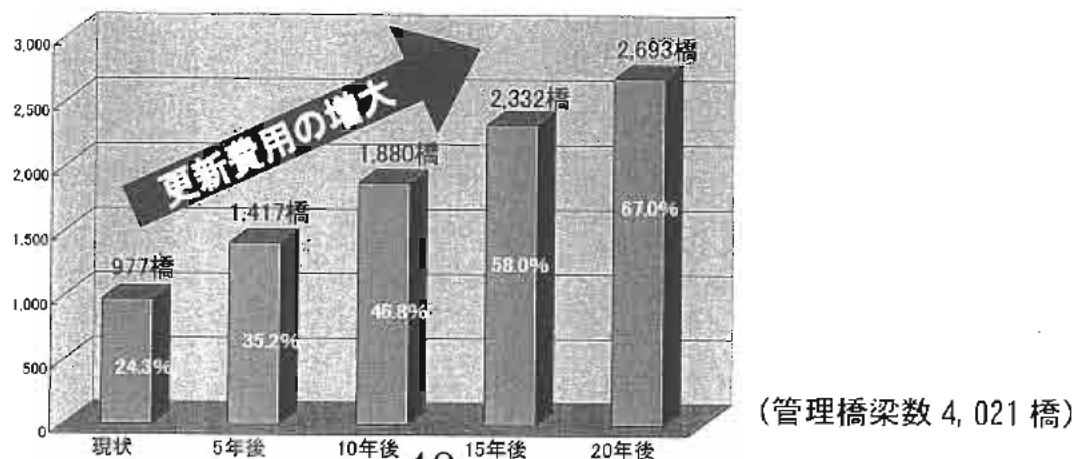
(1) 「新道路整備戦略」の年間投資額

新道路整備戦略事業の予算推移

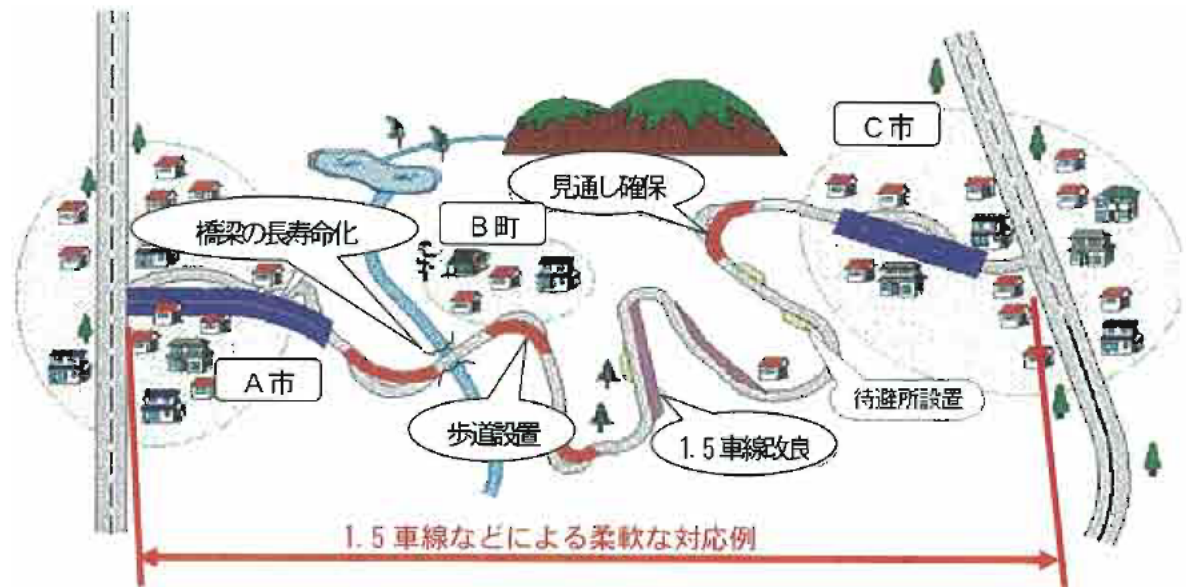


(2) 道路橋更新費用の増大

50年以上経過する道路橋及び三重県管理道路橋に占める割合



3 今後の道路整備



○1.5車線改良



○待避所設置



○見通し確保



○路肩を活用した歩道設置



○歩道整備



○橋梁の更新



高速道路無料化社会実験について

1 概要

物流コストや物価の引き下げによる地域経済の活性化を目的とした、高速道路の原則無料化の方針のもと、地域への経済効果、渋滞や環境への影響を把握するため、高速道路無料化の社会実験が全国37路線、50区間、1,626km（年度内に供用する東九州自動車道の26kmを追加すると1,652km）、三重県内においては、津以南の伊勢自動車道と紀勢自動車道全線で実施されます。

2 内容

(1) 実験期間

- ・平成22年6月28日（月）午前0時から平成23年3月末日迄
- ・曜日を問わず毎日実施

(2) 三重県内対象区間

- ・伊勢自動車道 津～伊勢 54km
- ・紀勢自動車道 勢和多気～紀勢大内山 24km 計78km

(3) 対象車両

- ・無料化は全車種適用されます。
- ・ETCを搭載していなくても無料化が適用されます。

(4) 通行方法

- ・無料区間においても料金所の通行方法は従来と同じです。

ETC利用者：ETCカードを車載器に挿入のうえETCレーンを通行する必要があります。

現金利用者：料金所入口で通行券を受け取り、料金所出口で収受員に渡す必要があります。

(5) 通行料金

- ・無料区間のみを利用した場合、通行料金が無料となります。
- ・無料区間と有料区間を連続して利用した場合は、有料区間分の料金が徴収されます。

3 効果と課題

(1) 効果

- ・伊勢志摩及び東紀州地域等の地域生活・産業振興への寄与や観光客の増加。
- ・通勤等における高速道路の利用による移動時間の短縮や、無料区間に並走する一般道路の渋滞緩和。

(2) 課題

- ・交通量の増加、低速車の流入、高速道路に不慣れな人の利用等による渋滞等。

4 調査の実施

高速道路や周辺道路の交通量、渋滞等の変化を計測するため、また、地域経済への効果、他の公共交通機関への影響等を把握するため、国土交通省や中日本高速道路株式会社と連携をとりながら調査を実施します。

伊勢自動車道

(津IC～伊勢IC)

紀勢自動車道

(勢和多気JCT～紀勢大内山IC)

無料化社会実験のご案内



無料化社会実験期間
 平成22年 **6月28日(月)**
 平成23年 **3月31日(木)**

- 無料となるご利用も、有料となるご利用も、通行方法は従来と同様です。ETC車は、ETCカードを車載器に挿入のうえETCレーンをご通行いただき、ETC車以外は、一般レーンで一旦停止してください。
- 無料化社会実験区間内をご利用された場合、当区間分の通行料金が無料となります。
- 車種・支払方法の区分なく全車両が対象となります。
- 高速道路は、125cc以下の自動二輪車、原動機付自転車等ではご利用いただけません。

裏面の通行方法をご確認ください。

通行方法

無料化社会実験区間のみのご走行でも、これまでどおりの方法でご通行ください。

ETC車

- ①ETCカードを正しく車載器に挿入してください。
- ②ETCレーンでは時速20km以下に減速して進入し、レーン内では徐行して開閉バーが開いたのを確認してから通行してください。

ETC車以外

- ①入口では一旦停止の上、通行券をお取りください。
- ②出口では一旦停止の上、通行券を係員に渡してください。

※有料区間内をご利用された場合は、有料区間の料金をお支払いください。

ETC車のご利用方法

ご走行区間	無料化社会実験区間 (伊勢自動車道<津IC~伊勢IC>・紀勢自動車道)	有料区間
無料化社会実験区間内 (伊勢自動車道<津IC~伊勢IC>・紀勢自動車道)		
無料化社会実験区間 ↓ 有料区間 (津IC以北の伊勢道など)		
有料区間 (津IC以北の伊勢道など) ↓ 無料化社会実験区間		

ETC車以外のご利用方法

ご走行区間	無料化社会実験区間 (伊勢自動車道<津IC~伊勢IC>・紀勢自動車道)	有料区間
無料化社会実験区間内 (伊勢自動車道<津IC~伊勢IC>・紀勢自動車道)		
無料化社会実験区間 ↓ 有料区間 (津IC以北の伊勢道など)		
有料区間 (津IC以北の伊勢道など) ↓ 無料化社会実験区間		

料金の精算方法

〈無料化社会実験区間と有料区間を連続してご利用の場合〉
出口料金所において有料区間分の通行料金をいただきます。※上記の通行方法を必ずお守りください。

〈無料化社会実験区間のみご利用の場合〉
通行料金はいただきません。※上記の通行方法を必ずお守りください。

審議会等の審議状況（平成22年2月16日～平成22年6月6日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会（第165回）
2 開催年月日	平成22年3月24日
3 委員	会 長 藤田素弘 委 員 浅野 聡、他17名
4 諮問事項	<p>1 桑名都市計画用途地域の変更 「播磨特定土地区画整理事業地区」について、社会経済状況の変化により、将来土地利用を転換し、住宅地としての土地利用を図るため、用途地域の変更を行う。 「城山土地区画整理事業地区」について、仮換地指定により、将来の土地利用が明確となったことから、その市街地形成を図るため、用途地域の変更を行う。</p> <p>2 鈴鹿都市計画道路の変更 「北長太寺家線」について、都市計画道路の見直しの結果、代替道路により機能を満たしているため、一部区間を変更する。</p> <p>3 伊勢都市計画道路の変更 都市計画道路の見直しの結果、以下の3路線について、一部区間を廃止する。 「山田二見線」について、並行道路による機能の代替が可能であるため、一部区間を廃止する。全体延長を8840mから7120mと変更する。 「本町神社港線」について、並行道路による機能の代替が可能であるため、一部区間を廃止する。名称を本町新開線とし、全体延長を4360mから3120mと変更する。 「船江大湊港線」について、求められる道路機能は現道にて確保されるため、一部区間を廃止する。名称を新開大湊線とし、全体延長を2740mから1850mと変更する。</p> <p>4 多気都市計画風致地区の決定 「五桂池及び栃ヶ池周辺風致地区」、「天啓公園周辺風致地区」の2地区について、交通の要衝に近い立地特性を有しており、開発行為や建築行為が予想されることから、良好な自然的景観の保全を図るため、風致地区を決定する。</p> <p>5 三重県における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に関する基本的な考え方について 第2次答申案</p>

<p>5 調査審議結果</p>	<p>1 <桑名都市計画用途地域の変更について> 桑名都市計画用途地域の変更について審議した結果、原案どおり答申されました。</p> <p>2 <鈴鹿都市計画道路の変更について> 鈴鹿都市計画道路の変更について審議した結果、原案どおり答申されました。</p> <p>3 <伊勢都市計画道路の変更について> 伊勢都市計画道路の変更について審議した結果、原案どおり答申されました。</p> <p>4 <多気都市計画風致地区の決定について> 多気都市計画風致地区の決定について審議した結果、原案どおり答申されました。</p> <p>5 <三重県における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に関する基本的な考え方について 第2次答申案> 三重県における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に関する基本的な考え方について 第2次答申案について審議した結果、原案どおり答申されました。</p>
<p>6 備考</p>	<p>次回開催日： 平成22年7月22日 答申時期： 同日</p>